

平成 31 年 1 月 7 日

関係各位

国立大学法人金沢大学
学長 山崎光悦

共同研究における管理運営費（間接経費）の改訂について（お知らせ）

日頃より本学の教育・研究等にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

本学ではこれまで、外部機関との共同研究活動等を実施するにあたり、直接経費（人件費、謝金、旅費、設備費、消耗品等の当該研究遂行に直接必要な経費）の他に間接経費（当該研究遂行で直接経費以外に必要となる経費）をご負担していただいて参りました。

これに関しまして、平成 28 年 11 月 30 日に文部科学省および経済産業省が策定した「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」により、2025 年までに企業等から大学・国立研究開発法人への「投資 3 倍増」を実現するため、産学官による集中的な取組による実効性確保と共同研究の拡大・深化が求められています。これに対応するため、国内の多くの大学では産学官による共同研究の拡大・深化に向け、既に体制整備を行っており、本学においても産学官連携を強化し、実践する体制の整備を図ることで、研究成果を大きなものとして還元したいと考えております。

つきましては、本学ではこれまで、共同研究の間接経費率を 5 % としておりましたが、研究遂行のために必要とされる管理運営費の実状から大きくかけはなれていますこと、及び毎年度の運営費交付金の減額により大学経営は非常に厳しいものとなっていることも踏まえ、誠に恐縮ではございますが、下記のとおり管理運営費の改訂を行いたく存じますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

記

○改訂内容

1) 共同研究担当教員等人件費の直接経費への積算

改訂前：積算無し

改訂後：エフォート時間に応じたアワーレートによる算定

2) 間接経費率の改訂

改訂前：直接経費の 5 %

改訂後：直接経費の 20 % ※国際共同研究の場合、直接経費の 30 %

3) 戰略的产学連携経費

改訂前：積算無し

改訂後：組織対応型の共同研究の場合

直接経費の10% ※国際共同研究の場合、直接経費の15%

※該当する共同研究に関しては、別途ご連絡・ご相談させて頂きます。

○適用開始時期

下記の共同研究契約に対して適用されます。

2019年4月1日以降に研究が開始される共同研究

2019年4月1日以降にかかる共同研究に要する経費を変更する場合

○間接経費の主な使途

共同研究を受け入れるための予算執行管理費、光熱水料、施設・設備費など。

以上

【問い合わせ先】

研究推進部産学連携課産学連携係

電話: 076-264-5298

E-mail: sangaku@adm.kanazawa-u.ac.jp

「共同研究の管理運営費(間接経費)の見直し」概要

背景

平成28年11月30日に文部科学省および経済産業省が策定した「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を受け、2025年までに企業から大学・国立研究開発法人への「投資3倍増」を実現するため、産学官による集中的な取組による実効性確保と共同研究の拡大・深化が求められています。国内の多くの大学においては、産学官による共同研究の拡大・深化に向けた体制整備を既に行っており、本学においても産学官連携を強化し、実践する体制の整備を図ることで、研究成果を大きなものとして還元したいと考えています。



共同研究に係る必要経費について適正な対価に改訂し、大学経営改善を図ると同時に、研究力強化、質の向上を図り、社会貢献の責任を追及する。

現 行

直接経費

- ✓ 物件費(備品費)
- ✓ 物件費(消耗品費)
- ✓ 人件費
- ✓ 旅費交通費
- ✓ 委託料
- ✓ 謝金
- ✓ その他直接経費

間接経費

- ✓ 5%

管理費の負担増大による
経営圧迫

抜本的な見直し

金沢大学の産学連携体制の強化

【共同研究担当教員等人件費について】

共同研究に従事する研究者の**研究力は大学にとって本質であり、最も重要な資産**だと考えております。

それは、共同研究において大学から提供させて頂くリソースの基幹要素のひとつであり、共同研究に費やす研究時間を直接経費の**人件費**として算定させていただくことは必要不可欠であることをご理解願います。

【戦略的産学連携経費について】

「将来のあるべき社会像等のビジョンを企業・大学・研究開発法人等が共に探索・共有し、基礎・応用や人文系・理工系等の壁を越えて様々なリソースを結集させて行う「本格的な共同研究」を通じてイノベーションが加速することが重要である」という産業界から産学官連携の期待^{*2}に対し、金沢大学としてその実行に向けた対応ならびに改革を推進するため、「組織」対「組織」の**本格的でパイプの太い持続的な組織運動型の共同研究**に対しては、**戦略的産学連携経費を算定**させていただくことは必要不可欠であることをご理解願います。

【地元企業様への対応について】

北陸3県(石川・富山・福井)に本社をもつ特定の中小企業との共同研究契約においては2020年度契約分まで、**間接経費の一部(5%)を減額**させて頂きます。

*1 日本再興戦略2016(2016年閣議決定)

*2 平成28年2月に日本経済団体連合会(経団連)から発表された「産学官連携による共同研究の強化に向けて～イノベーションを担う大学・研究開発法人への期待～」